

議案第 1 2 4 号

工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年川崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号イ中「5 2 0，0 0 0 立方メートル」を「3 7 0，0 0 0 立方メートル」に改める。

(川崎市水道条例の一部改正)

第 2 条 川崎市水道条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項第 2 号中「1 立方メートルにつき 1 8 5 円」を「次のとおり」に改め、同号に次の表を加える。

基本料金（1 日につき）	使用料金（1 日 1 立方メートルにつき）	超過料金（1 日 1 立方メートルにつき）
--------------	-----------------------	-----------------------

3,760,000円	使用水量40,000立方メートルまでの分 10円	40,000立方メートルを超える分 39円
------------	--------------------------	-----------------------

(川崎市工業用水道条例の一部改正)

第3条 川崎市工業用水道条例（昭和31年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「需給契約」を「需給契約等」に、「第8条」を「第8条の2」に改める。

第3条中「300立方メートル」を「200立方メートル」に改め、同条ただし書を削る。

第2章の章名中「需給契約」を「需給契約等」に改め、同章中第8条の次に次の1条を加える。

(減量負担金)

第8条の2 前条第2項の規定により責任消費水量を減量する変更契約を締結する使用者は、減量負担金を負担しなければならない。

2 前項の減量負担金は、減量する水量に、管理者が別に定めるところにより算定した1立方メートル当たりの負担額を乗じて得た額とする。

第19条第1項第1号中「34円40銭」を「37円40銭」に改め、同項第2号中「2円30銭」を「5円10銭」に改め、同項第3号中「60円30銭」を「112円20銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定（川崎市工業用水道条例第19条第1項の改正規定を除く。）は、同年1月1日から施行する。

(川崎市水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の川崎市水道条例第27条第1項第2号の規定

は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

工業用水道事業の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。